

休校規定

(1) 警報発令に伴う休校

- ① 朝6時の時点で、倉敷市に次の警報のいずれかが発令されている場合は、休校。

大雨特別

暴風特別

大雪特別

大雨

暴風

大雪

洪水

- ② 朝6時以降、登校前に発令された場合も、休校。
③ 登校後、発令された場合は、交通機関などの状況により判断する。
④ 倉敷市を除く市町村に発令された場合には、休校とはしないが、その市町村のみ出席停止扱い。
(後日、保護者から届けを提出)

(2) 警報発令以外の理由で休校になる場合には、連絡をする。